【カナダ】サウジアラビアへの武器輸出をめぐる裁判

主幹　海外立法情報調査室　鈴木　滋

＊2017 年 1 月 24 日、連邦裁判所はサウジアラビアに対する武器輸出の合法性を問う裁判で、輸出許可に係る連邦政府の裁量を広く認める判決を下した。裁判の概要を紹介する。

1　問題の背景

カナダでは、昨年来、武器輸出問題をめぐる報道が続いている。『グローブ・アンド・メイル』紙の報道によれば、本来はカナダの国内法令で武器や準軍事的装備（paramilitary equipment）の輸出が規制される紛争国であるスーダンに対し、カナダ人が経営する企業から、30 両の装甲車両（armoured vehicle）が輸出されていたという。また、同紙の調査によると、このような武器輸出の事例は、ほかにもあり、やはり法令で輸出が規制される、人権問題を抱える国々にも輸出が行われていたとされる。具体例としては、カナダ企業とサウジアラビアとの間で、総額 150 億ドル（1 カナダドルは約 87 円：平成 29 年 3 月分報告省令レート）に上る装甲車両の輸出契約が結ばれていたことを挙げている（注 1)。

2　武器輸出に関する政府方針と輸出規制の枠組み

武器や関連技術の輸出に関するカナダ政府の基本方針は、外務省が作成した「輸出管理ハンドブック」（注 2）で示されている。それによると、カナダ政府は、1986 年に当時の内閣が定めた方針に従い、武器の輸出を厳格に規制している。輸出が規制されるのは、①カナダと同盟国に脅威を与える国、②カナダに対し敵対行為を行い、又はそのおそれのある国、③国連の制裁措置を受けている国、④政府による自国民に対する人権侵害が確認されている国である。ただし、④については、輸出した物品が民間人に対し使用されるリスクがないと証明される場合は、この限りでないとされている。

一方、武器輸出を規制するための具体的な枠組みについては、連邦法や政府機関による指針などで定めている。連邦法である「輸出及び輸入許可法」（以下「許可法」）（Export and Import Permits Act: R.S.C., 1985, c. E-19）は、総督が、武器や弾薬等、輸出を規制すべき物品のリスト（以下「規制品リスト」）を作成できると規定しており（第 3 条)、その内容は、外務省が作成した「輸出管理指針」（注 3）に掲載される。規制品とされた物品の輸出を承認するか否かは、外務大臣が決定する（第 7 条)。

3　武器輸出をめぐる裁判と判決の概要

2017 年 1 月 24 日、連邦裁判所（Federal court）は、サウジアラビアに対する武器輸出（前述）をめぐる裁判で判決を下した（注 4)。本件は、モントリオール大学のタープ（Daniel Turp）教授が、政府の輸出承認は、現行の法的枠組みを逸脱しており違法であるとして、承認の合法性について裁判所の判断を求めたものである。

(1) 裁判の主な争点

裁判で主に争点となったのは、輸出承認が、許可法及び「ジュネーブ諸条約法」（以下「条約法」）（Geneva Conventions Act: R.S.C., 1985, c. G-3）の規定に反しているか否かである。ジュネーブ諸条約とは、戦争犠牲者及び文民の保護を目的とした複数の国際条約（ジュネーブ 4 条約ともいう）であり（注 5)、条約法は、これら諸条約の内容をカナダの国内法に反映させたものである。原告側は、以下のように主張した。

・関係法令と政府指針は、人権問題を抱える国への武器輸出を厳格に規制している。
・サウジアラビアは、人権侵害が問題視されており、イエメンの内戦にも介入している。
・外務大臣は、承認に際し、武器輸出と内戦介入による人権侵害のリスク評価を怠った。
・外務大臣は、承認に際し、人権問題との関連で条約法との適合性確保を怠った。

これに対し、被告側（政府：外務大臣）は、以下のように反論した。

・本件の装甲車両は規制品に当たるが、政府指針に輸出禁止の規定はない。
・武器輸出については、政治的・経済的要因も考慮した上で、可否が判断される。
・条約法は、ジュネーブ諸条約の規定を全面的に実施する内容とはなっていない。
・条約法は、国際紛争について適用される。イエメンの内戦はこれに該当しない。

(2) 判決の概要

裁判所は、これら裁判の争点をめぐって、おおむね政府側の主張を認め、以下のような判断を示した。

・装甲車両は規制品であり、輸出は、許可法に従い、外務大臣の承認が必要である。
・許可法は、外務大臣に対し、規制品の輸出承認に係る裁量権を与えている。
・許可法や政府指針には、輸出禁止に関するいかなる規定もない。
・サウジアラビアは、カナダに脅威を与えておらず、輸出規制の要件に合致しない。
・立法の趣旨から、条約法は、ジュネーブ諸条約の全面実施を想定していない。
・イエメンの内戦は国際紛争に該当せず、また、カナダはこれに関与していない。

その上で、裁判所は以下のとおり結論を下し、原告側の主張を退けた。

・許可法は、輸出承認について、外務大臣に広範な裁量権を与えている。
・承認に際し、外務大臣は、経済的影響や安全保障上の国益、人権問題などを考慮した。
・裁判所の役割は、承認の道義性ではなく、合法性のみを判断することにある。
・裁判所は、外務大臣は承認に際し、必要な要件を適切に考慮したと判断する。

なお、これに対し、原告側は控訴する意向を示しているとされる。

注（インターネット情報は 2017 年 3 月 16 日現在である。）

(1) Geoffrey York, “Firm owned by Canadian sold armoured vehicles to Sudan despite export ban,” *Globe and Mail*, September 6, 2016.
(2) Global Affairs Canada, *Export Controls Handbook*. <http://www.international.gc.ca/controls-controles/export-exportation/exp_ctr_handbook-manuel_ctr_exp-p4.aspx?lang=eng>
(3) Foreign Affairs, Trade and Development Canada, *A Guide to Canada's Export Controls*, December 2013. <http://www.international.gc.ca/controls-controles/assets/pdfs/documents/guide-2013-EN.pdf>　なお、外務省の名称は、現在は「Global Affairs Canada」となっている。
(4) *Turp v Canada (Minister of Foreign Affairs)* 2017 FC 84. <http://decisions.fct-cf.gc.ca/fc-cf/decisions/en/218339/1/document.do>
(5) 筒井若水（代表）編『国際法辞典』有斐閣, 1998, p.180.